

免あらば、右の三大橋の掛更は公儀に申上るに及ばず、町人百姓より錢二文づ、取ことなく、破損已前に掛かへ可仕と願ひまうし、かば御詮議の上その願ひに任せたまひしとぞ。

〔病間長語ニ〕虚無僧は天下の勇士の武者修行に出るもの、或は復讐の心があるもの、一時の隱家として、不入守護の宗門に依て、諸士の席を定め置き、何時にも還俗せしむ、これに依て修行の節舟橋の通り觀の場も自由たるべし。と慶長中有司の令ありければ、その時に當て深意ありて立おかれしこと、思る。○下

〔歎歲餘錄四〕江戸中橋々永代大橋の外は、橋請負と申者深川に住居白子屋某と云者壹人にて、先年より相勤、神田川定さらへをかねて拜領やしきにあり、橋々かけなほす事にあり、年々貳千金位づ、も所入にくらしけるが此度右之請負白子屋召揚られ、拜領やしきも御取揚にて、あらたに神田さくま町岡田治助、本所三つ目倉田清兵衛と云兩人へ、請負仰付られたり、白子屋請負の節までは、諸所の橋かけ置くの間かりばしを造り、がり橋往來の者より壹錢づ、取て橋出來まで所徳とせしかば、橋出來の日限延引におよび、二三ヶ月あるひは半年もかりばしにてありしが、右之兩人へ仰付られしより橋ぶしん甚すみやかに出來し諸人よろこびたるに當暮に迫り江戸橋懸直しありしには、かりばしの間も往來の人より錢をとらず、無錢にて通用する事にありしかば、いづれも便宜成事にいひあへりしなり。

〔都紀行〕十四日○文久四年、友どちと雨の降りしもいとわで立出て、竹田通りを行錢取橋を渡り、大和大路へ出て、稻荷の社司松本氏へ参りて。○下

〔日本紀略宇多〕寛平四年七月十九日辛酉、廢造橋所隸穀倉院、

〔西宮記臨時五〕

一造橋泊事有使

造橋所

造橋使